

理事会招集請求書


本法人の寄附行為第十三条第三項により理事会を招集するを請求いたします。

議題

- 一 査問委員会設置について
  - 二 理事長の身分について
  - 三 理事会の承認を得ない重要事項に關する経費について
- 〔付記〕本書到着後七日以内に理事会を開催せしめたいときは、私立学校法第三十六条「学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは理事会の過半数をもって決す。」により処置せしめます。その理由は、本法人の寄附行為には、他法人の寄附行為にその例が見られるような理事長が招集義務を放棄した場合につき別段の定めがないを認めます。

昭和五十年二月十五日


学校法人 多摩美術大学

理事 斎藤 彰 

大西 憲治 

高橋 満寿 

山根 國利 

岡田 孝平 

学校法人 多摩美術大学

理事長 村田晴彦 敬

〔議題説明〕

査問委員会の設置を申請について

査問委員会と設置する場合、その構成および運営について、案を整理し、教授会および理事会に諮った上、その決議を経てから設置すべきものがある。理事長は理事会の決定事項につき代表権を行使するにすぎないものがある。単独にかかることを決定する権限はもたないものがある。以上の理由により、この委員会の設置を申請は有効と認める。

No.